

# 給食費について

給食費（ごはん等の主食費、おかず等の副食費）については、遠足代や制服代などと同様に実費徴収の対象となり、保護者の負担になりますが、対象となる世帯については、副食費の免除（助成）制度があります。  
なお、通っている施設・事業により給食費の負担、免除（助成）の仕方が異なります。

## 1. 保育所・認定こども園（保育所利用）

### ○0～2歳児

給食費は保育料の一部としての負担となります。

### ○3～5歳児

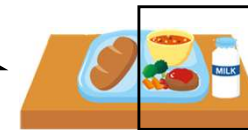
給食費として実費負担となります。

年収360万円未満相当世帯と第3子以降の子どもは、副食費が免除となります。（園に支払う必要はありません。）

なお、原則として申請は不要ですが、和歌山市独自の第3子免除に該当する場合、申請が必要です。

※国の免除制度では、小学校就学前の年長の子どもから数えて第3子以降に該当する場合に免除となりますが、和歌山市では、兄弟の年齢にかかわらず、世帯内で第3子以降の子どもについてすべて副食費を免除としています。

副食費は、おかずの  
材料費のことです。



## 2. 幼稚園（新制度移行園※下記3以外の園）、認定こども園（幼稚園利用）

### ○満3～5歳児

給食費として実費負担となります。

年収360万円未満相当世帯と第3子以降の子どもは、副食費が免除となります。（園に支払う必要はありません。）

※第3子以降に該当するかは、小学校3年生までの年長の子どもから数えて第3子以降に該当するかで判断します。

## 3. 幼稚園（新制度未移行園）※日前、おのみなど、信愛の各幼稚園

### ○満3～5歳児

給食費として実費負担となります。

年収360万円未満相当世帯と第3子以降の子どもは、副食費の助成制度があります。

一旦副食費を園にお支払いいただき、年度末頃に保護者の申請に基づいて園に支払った副食費の一部を払い戻します。

## 4. 預かり保育

預かり保育時間中に提供される給食費やおやつ代は、自己負担となります。免除制度はありません。

## 5. 認可外保育施設等

認可外保育施設等利用に係る給食費等については、自己負担となります。免除制度はありません。